

提出日付を記入

記載上の注意事項は裏面参照

<日本銀行業務オンラインによる提出時には、別途、同オンライン上の報告資料名の下部に記載された照会先へ電話連絡して下さい。>

| |
|--------|
| 業務処理区分 |
| 745201 |

国債売渡申込書 (個人向け国債中途換金用)

(提出日) 令和4年12月15日

日本銀行 御中

| | |
|-----|------------|
| 売渡日 | 令和4年12月16日 |
|-----|------------|

(売渡人) (注1)

株式会社 ○○銀行

当方または当方の下位機関である間接参加者取扱機関が権利を有する個人向け国債を、「個人向け国債の発行等に関する省令」(以下「省令」といいます。)および「個人向け国債の事務取扱い等に関する規則」、「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」その他の日本銀行が定めた規則等に基づき、右上部記載の売渡日に、下記の条件により国債整理基金に売渡したく、申込みます。

本件につきましては、売渡国債の代金計算は、省令および日本銀行から通知された個人向け国債募集取扱要項所定の計算式により当方においてこれを行い、万一過誤のあった場合にはいつでも当該国債を売戻されて差支えありません。また、代金計算の過誤により貴方に損害を及ぼしたときは、当方において損害賠償の責に任じます。

| 売渡区分 (該当コードを○で囲む) | (コード) 通常分 : ① 払込不履行分 : 2 | 売渡区分コード | | 銘柄 | 個人向け利付国庫債券 (変動・10年) 第 50 回 | 銘柄コード | | | | | | |
|----------------------|--------------------------------|---------|---------------------|----|-------------------------------|--------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 | | | | J | P | 1 | 1 | 0 | 5 | 0 |
| 払 出 先 | (注2) 参加者 | ○○銀行 | 振込参加者コード × × × × | | 額面金額 (A) | 額面金額 *1,000,000 円 | | | | | | |
| | 種別 | 種別名なし | 種別コード | | 経過利子相当額 (B) (注5) | 経過利子相当額 *105 円 | | | | | | |
| | (注3) 口座区分 | 自己口 I | 口座区分コード 0 1 | | 中途換金調整額 (C) (注6) | 中途換金調整額 *950 円 | | | | | | |
| | (注4) 売渡人 | | 売渡人コード | | 売渡代金 (A) + (B) - (C) | 売渡代金 *999,155 円 | | | | | | |
| 受 入 先 | 参加者 | 国債整理基金 | 振込参加者コード 9 9 0 2 | | (注7) 売渡代金入金店舗 ○○銀行○○支店 | 売渡代金入金店舗コード × × × × × × × × | | | | | | |
| | 種別 | 種別名なし | 種別コード | | | | | | | | | |
| | 口座区分 | 自己口 I | 口座区分コード 0 1 | | | | | | | | | |

(日本銀行使用欄)

日本銀行店舗名

日本銀行店舗コード

受付印 (店名・日付)

※日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本書が提出された場合には、代表者またはその者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。

国債売渡申込書（個人向け国債中途換金用）

注 意 事 項

- （注1）売渡人が取りまとめ参加者の下位機関である非単独間接参加者取扱機関である場合には取りまとめ参加者が、単独間接参加者取扱機関である場合には中途換金取りまとめ参加者が記入すること。
- （注2）売渡人が間接参加者取扱機関である場合には、当該売渡人の指定参加者の名称および参加者コードを記入すること。
- （注3）売渡人が参加者取扱機関である場合には、自己口 I と記入すること。売渡人が間接参加者取扱機関である場合には、預り口と記入すること。
- （注4）売渡人が単独間接参加者取扱機関である場合にのみ、当該売渡人の名称および売渡人コードを記入すること。
- （注5）経過利子相当額は、個人向け国債の事務取扱いに関する細則〔参考1〕の計算式により算出すること。
- （注6）中途換金調整額は、個人向け国債の事務取扱いに関する細則〔参考1〕の計算式により算出すること。
- （注7）売渡人が「国債資金同時受渡に関する規則」第2条第2項第9号に定める約定金融機関等である場合には、当該売渡人の国債資金同時受渡関係事務における資金受入・払込先を記入すること。その他の場合には、売渡代金入金店舗として予め日本銀行に届出た先を記入すること。